

さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例（令和5年さくら市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(抑制区域)

第3条 条例第7条第2項の規則で定める区域は、別表第1に掲げる区域とする。

(設置許可の申請)

第4条 条例第8条の規定による申請書は、設置許可申請書（様式第1号）とする。

(地域住民等への説明等)

第5条 条例第9条第1項の規定による説明会を開催したときは、説明会開催報告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 説明会で配布した資料
 - (2) 条例第8条に規定する申請書又は条例第13条に規定する届出書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 条例第9条第1項の規則で定める者は、太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境及び景観その他地域環境に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する者とする。
- 3 条例第9条第2項の規定により設置する標識は、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 設置事業者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の住所）
 - (2) 太陽光発電施設の設置の場所
 - (3) 事業区域の所在及び面積
 - (4) 設置する太陽光発電施設の発電出力
 - (5) 太陽光発電事業の内容及び実施予定期間

4 前項に規定する標識は、説明会を開催した日から起算して7日以内に設置しなければならない。

(設置許可の基準等)

第6条 条例第10条第1項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区及び同法第29条第1項の規定により指定された特別保護地区を含むときは、当該鳥獣保護区及び特別保護地区において鳥獣を保護すべき措置が十分に講じられていること。
- (2) 希少野生動植物種の保護や、野生動植物の営巣地点など生態系の維持に配慮した太陽光発電施設の設置を行うこと。
- (3) 太陽光発電事業の実施に伴い、樹木等を伐採するときは、当該伐採が必要最小限度の範囲のものであること。

2 条例第10条第1項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 太陽光発電施設の高さ、形状、色彩等が周囲と調和したものであること。
- (2) 事業区域と隣接する土地との間に別表第2で定める緩衝帯が設けられていること。
- (3) 太陽光発電施設が周辺の道路等の公共空間から見えないよう低木、目隠しフェンス等が設置されていること。

3 条例第10条第1項第3号の規則で定める基準は、事業区域に森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の保安林の存する土地を含まないこととする。

4 条例第10条第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域において、切土、盛土等の造成を行うときは、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲のものであること。
- (2) 造成計画が宅地防災マニュアル（平成19年国都開第27号）の基準に適合していること。

5 条例第10条第1項第5号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域内の雨水その他の地表水等を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。
- (2) 排水施設の構造が下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までに掲げる基準に適合していること。

- (3) 擁壁を設置するときは、宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる基準に適合していること。
 - (4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排水能力に応じて必要があるときは、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。
- 6 条例第 10 条第 1 項第 6 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 軟弱地盤であるときは、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
 - (2) 地山と盛土部分に滑りが生じないように段切りその他の措置が講じられていること。
 - (3) 盛土部分の土砂が崩壊しないよう締固めその他の必要な措置が講じられていること。
 - (4) 事業区域の境界に境界杭、フェンス等の工作物が設置されていること。
- 7 条例第 10 条第 1 項第 7 号の規則で定める基準は、大型車の通行等による道路、河川、水路その他の公共施設の破損等を防止する措置が講じられていることとする。
- 8 条例第 10 条第 1 項第 8 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に太陽光発電施設が設置されるときは、透過性パネルの設置その他太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。
 - (2) 太陽光発電施設から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準（騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 4 条第 1 項及び栃木県生活環境の保全に関する条例（平成 16 年栃木県条例第 40 号）第 5 条第 1 項の規定により定められた騒音に係る規制基準をいう。）に適合していること。
 - (3) 太陽光発電施設の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。
 - (4) 太陽光発電施設の設置を行う時間、期間等が関係住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。
 - (5) 太陽光発電施設が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）に適合していること。
- （変更許可の申請）

第 6 条 条例第 11 条第 1 項の規定による変更許可の申請は、設置変更許可申請書

(様式第 3 号) により行うものとする。

2 条例第 11 条第 1 項ただし書で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 設置事業者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の住所）
- (2) 設置許可に係る太陽光発電施設の機能を維持するために行う変更
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全上又は災害の発生の防止上著しい影響を及ぼすおそれがないものとして市長が定める変更

3 条例第 11 条第 3 項の規定による届出は、設置許可施設の軽微な変更届出書（様式第 4 号）により行うものとする。

(設置許可書等)

第 7 条 市長は、条例第 8 条第 1 項の規定による許可の申請又は条例第 11 条第 1 項の規定による変更許可の申請があった場合は、許可をするときにあつては、許可通知書（様式第 5 号）により、許可をしないときにあつては、不許可通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

(設置許可の取消し)

第 8 条 条例第 12 条の規定による設置許可の取消しは、設置許可取消通知書（様式第 7 号）により行うものとする。

(設置の届出)

第 9 条 条例第 13 条の規定による届出書は、設置届出書（様式第 8 号）とする。

(設置内容の変更)

第 10 条 条例第 14 条の規定による届出は、設置届出内容変更届出書（様式第 9 号）により行わなければならない。

(設置工事の届出書)

第 11 条 条例第 15 条の規定による工事に着手した旨の届出は、設置工事着手届出書（様式第 10 号）により、同条の規定による工事を完了した旨の届出は、設置工事完了届出書（様式第 11 号）により行わなければならない。

(工事の検査)

第 12 条 市長は条例第 15 条の規定により工事が完了した旨の届出があつたときは、許可の内容に適合しているかを検査し、適合している場合にあつては、検査済証（様式第 12 号）により、適合していない場合にあつては、検査済証不交付通知書（様式第 13 号）により通知するものとする。

(標識の記載事項等)

第 13 条 条例第 16 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 設置事業者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の住所）
- (2) 許可年月日及び許可番号（条例第 8 条の許可を受けた太陽光発電施設に限る。）
- (3) 太陽光発電施設の設置場所及び事業区域の面積
- (4) 太陽光発電施設の出力及び太陽電池の合計出力
- (5) 太陽光発電事業の実施予定期間
- (6) 太陽光発電施設等の維持管理を行う者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の住所）

2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。

(維持管理計画等)

第 14 条 条例第 17 条第 2 項の規則で定める太陽光発電施設等の維持管理をするための計画（以下「維持管理計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 維持管理の基本的事項
- (2) 維持管理の実施体制
- (3) 保守点検の内容
- (4) 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制
- (5) 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制
- (6) 前各号に掲げるもののほか、条例第 17 条第 1 項各号に掲げる基準を満たすことを確認するために市長が必要と認める事項

2 事業者は、条例第 17 条第 2 項の規定により維持管理を行ったときは、速やかにその実施状況の記録を作成し、かつ、当該記録を作成した日から起算して 5 年間、当該記録を保存しなければならない。

3 条例第 17 条第 3 項の規定による維持管理計画の公表は、太陽光発電施設の運転を開始する日までにインターネットの利用その他の方法により行わなければなら

ない。

- 4 条例第 17 条第 4 項の規定による維持管理計画の提出は、条例第 8 条の規定による申請書の提出又は条例第 13 条の規定による届出書の提出に併せて、維持管理計画の提出書（様式第 14 号）により行わなければならない。
- 5 前項の規定により維持管理計画を提出した者が当該維持管理計画を変更したときは、速やかに変更後の維持管理計画を市長に提出しなければならない。
- 6 条例第 17 条第 4 項の規定による維持管理の結果の提出は、維持管理を行った年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。）の翌年度の 5 月末日までに、維持管理結果報告書（様式第 15 号）により行わなければならない。
- 7 条例第 17 条第 6 項の規定による報告は、事故又は土砂災害等が発生した日から起算して 30 日以内に、事故等報告書（様式第 16 号）により行わなければならない。

（地位の承継の届出書等）

- 第 15 条 条例第 18 条第 2 項の規定による届出は、地位の承継届出書（様式第 17 号）により行わなければならない。
- 2 条例第 18 条第 3 項の規定による届出は、事業譲渡等届出書（様式第 18 号）により行わなければならない。
- 3 条例第 18 条第 1 項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者は、同条第 5 項の規定により維持管理計画を作成したときは、速やかに当該維持管理計画を市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定により維持管理計画を提出した者は、当該維持管理計画を変更したときは、速やかに変更後の維持管理計画を市長に提出しなければならない。

（廃止届）

- 第 16 条 条例第 19 条第 1 項の規定による届出は、廃止届出書（様式第 19 号）により行わなければならない。

（身分証明書）

- 第 17 条 条例第 22 条第 2 項の規定による証明書は、身分証明書（様式第 20 号）とする。

（勧告）

- 第 18 条 条例第 23 条の規定による勧告は、勧告書（様式第 21 号）により行うものとする。

(措置命令)

第 19 条 条例第 24 条の規定による措置命令は、命令書（様式第 22 号）により行うものとする。

(違反事実の公表)

第 20 条 条例第 25 条の規定による公表は、市広報及び市ホームページに掲載して行うものとする。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条から第 20 条までの規定は同年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

抑制区域	根拠法令等
国立公園 国定公園	自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号） 第 5 条第 1 項及び同条第 2 項
県立自然公園	栃木県立自然公園条例（昭和 33 年栃木 県条例第 11 号）第 4 条第 1 項
原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 14 条第 1 項及び第 22 条第 1 項
栃木県自然環境保全地域 栃木県緑地環境保全地域	自然環境の保全及び緑化に関する条例 （昭和 49 年栃木県条例第 5 号）第 12 条 第 1 項及び第 21 条第 1 項
鳥獣保護区 特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正 化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条第 1 項
生息地等保護区内の管理地区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保 存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号） 第 36 条第 1 項
街道景観形成地区	とちぎふるさと街道景観条例（平成元年 栃木県条例第 37 号）第 7 条第 1 項
保安林 保安施設地区	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項及び第 41 条第 1 項

河川区域 河川予定地 河川保全区域	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項、第 54 条第 2 項及び第 56 条第 1 項
砂防指定地	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項
土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項
風致地区	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 7 項
景観形成重点地区	さくら市景観条例（平成 29 年条例第 17 号）第 8 条第 1 項
緑地保全地域 特別緑地保全地区	都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 5 条第 1 項及び第 12 条第 1 項
重要文化財（建造物） 有形文化財（建造物） 史跡名勝天然記念物の指定地（仮指定地を含む。）	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項、第 57 条第 1 項、第 109 条第 1 項及び第 110 条第 1 項
県指定有形文化財（建造物） 県指定史跡名勝天然記念物の指定地	栃木県文化財保護条例（昭和 38 年栃木県条例第 20 号）第 4 条第 1 項及び第 31 条第 1 項
市指定有形文化財 市指定史跡名勝天然記念物	さくら市文化財保護条例（平成 17 年さくら市条例第 102 号）第 4 条第 1 項及び第 36 条第 1 項
その他市長が別に指定する区域	—

別表第2（第6条関係）

事業区域の面積	緩衝帯の幅
0.1ヘクタール未満	1メートル以上
0.1ヘクタール以上0.5ヘクタール未満	2メートル以上
0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満	3メートル以上
1ヘクタール以上1.5ヘクタール未満	4メートル以上
1.5ヘクタール以上5ヘクタール未満	5メートル以上
5ヘクタール以上15ヘクタール未満	10メートル以上
15ヘクタール以上25ヘクタール未満	15メートル以上
25ヘクタール以上	20メートル以上